

入札公告

庁用自動車売払い（消防車両解体処分）について、制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年6月5日

石巻市長 齋藤正美



1 制限付き一般競争入札に付する事項

(1) 入札物件

物件名	数量	初度登録年月	走行距離数	型式	車検有効期間満了日	最低売却価格
トヨタ 小型動力ポンプ付き積載車	1台	平成27年 2月	4,049 km	LDF-K DY271	令和9年 2月19日	1,350,000 円
トヨタ 小型動力ポンプ付き積載車	1台	平成24年 3月	4,541 km	LDF-K DY271	令和8年 3月20日	
トヨタ 小型動力ポンプ付き積載車	1台	平成16年 8月	7,900 km	KG-LY 280	令和8年 8月17日	

注) この表の最低売却価格は、消費税及び地方消費税を含みません。落札者に対する契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額となります。

注) 上記物件合計3台の一括売却であり、個別での売払いは行いません。

注) 売却車両は、全て自走不可扱いです。車両運送等に要する経費は全て落札者の負担となります。

注) 上記物件は解体を目的とした永久抹消登録の手続を行ってください。

一時抹消手続済みで、自動車登録番号（ナンバープレート）はありません。

注) 車両引渡し後、直ちに特殊装備及び無線機を使用できない状態に加工を施すとともに、車体の名称表示を確実に消去し、赤色灯及びサイレン等の撤去を行ってください。なお、消去及び撤去等に要する経費は全て落札者の負担となります。

(2) 入札方法 非参集型入札（入札前資格審査型）

2 摘要

- (1) 売払車両は、公開場所にて現状渡しとし、売却後の不調、故障及び損傷等に関する一切の苦情は受け付けない（自走不可）。
- (2) 売却車両は、解体を目的とした永久抹消登録を行うこと。
- (3) 車両の落札者は、令和8年7月28日（火）までに車両を移動するものとする。
- (4) 車両の落札者は、車両引渡し後、直ちに売却車両に記載されている文字の消去及び消防章、赤色回転灯、サイレンアンプ等の撤去を実施すること。また、総務部管財課担当職員の書類確認を受けること。
- (5) 売却車両の車検期限未満の車両については、自動車重量税の還付申請を石巻市に代行して行うこと。
- (6) 車両の落札者は、令和8年10月30日（金）までに全ての手続を完了し、総務部管財課へ報告すること。
- (7) 売却車両は、エアバッグ類料金及びフロン類料金を除いてリサイクル料金預託済みである。
- (8) 売買契約締結の日から物件の引渡しの日までの間において、本市の責めに帰することのできない事由により滅失又は毀損した場合は、本市に対して売買代金の減免を請求することができない。
- (9) 売買車両の契約、永久抹消登録に係る手続及び搬送に係る費用等全ての経費は、全て落札者の負担とする。

3 解体要件

売却車両は、解体を目的とした永久抹消登録を行うこと。

- (1) 車両引渡し後、直ちに特殊装備を使用できない状態に加工を施すこと。
ア 配線の取外し等により電氣的又は機械的に機能を停止させること。
- (2) 車両引渡し後、直ちに車両表示及び取付品について次の加工を施すこと。
ア 車両に表示してある記入文字を全て確実に消去すること。
イ 車体の隊別標識（黄色の標識灯）を全て確実に取り外すこと。
ウ 車両に取り付けてある赤色灯及び赤色点滅灯を全て確実に取り外すこと。
エ 電子サイレン及び電動サイレンを全て確実に取り外すこと。
オ 無線機を全て確実に取り外し、使用できない状態に加工を施すこと。
カ 消防章を全て確実に取り外すこと。

4 提出書類

車両の落札者は、次に掲げる書類を車両の解体に併せ提出すること。なお、解体日の予定又は工程については、本市に報告するものとする。

- (1) 車両解体証明書（写） 1部
- (2) 解体時の工程写真 1部
- (3) 解体報告記録が記載された登録事項等証明書 1部
- (4) その他本市の指定する書類及び写真（売却車両に記載されている文字の消去及び消防章、赤色回転灯、サイレンアンプ等の撤去写真等）

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に該当しない者
- (2) 当該入札に係る物件に関する事務に従事する石巻市職員
- (3) 令第167条の4の規定に該当する者
- (4) 市町村民税（法人にあっては、法人市町村民税）又は固定資産税の滞納がある者
- (5) 入札に係る申請書類を指定した期日まで提出しない者
- (6) 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者
- (7) その他市長が入札に参加させることが不適当と認める者

6 実施要領（入札参加申請書兼受付書）の配布

- (1) 期 間 令和8年6月5日（金）から令和8年6月19日（金）まで（土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号。以下「休日条例」という。）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場 所 石巻市穀町14番1号 石巻市役所本庁舎4階 総務部管財課
※ホームページ上でも配布

7 質問の受付

- (1) 期 間 令和8年6月5日（金）から令和8年6月11日（木）まで（休日条例に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 提出先 石巻市穀町14番1号 石巻市役所本庁舎4階 総務部管財課
- (3) 申請方法 電子メール又はファクシミリ等

8 回答書の閲覧

- (1) 期 間 令和8年6月17日（水）から令和8年6月23日（火）まで（休日条例に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 閲覧場所 石巻市穀町14番1号 石巻市役所本庁舎4階 管財課
※ホームページ上でも掲載するほか、質問提出者及び入札参加申請書兼受付書提出者にファクシミリ等で回答

注) 入札公告の開始日から質問への回答の閲覧開始日までの期間内に、物件調書等の訂正及び追加を行う場合がある。入札に参加する者は物件調書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認の上、入札書を提出すること。

9 入札参加申請時に必要な書類（「一般書留」若しくは「簡易書留」による郵送又は管財課窓口に参加すること。）

提出期限 令和8年6月19日（金） 午後5時 必着

一般競争入札参加申請書兼受付書に次の書類を添えて提出すること。

(1) 個人の場合

ア 住民票の写し（申請者分）

イ 印鑑登録証明書

ウ 納税証明書（市町村民税及び固定資産税）※直近のもの

※市町村民税が非課税の場合は、非課税証明書

(2) 法人の場合

ア 法人登記簿謄本

イ 印鑑証明書

ウ 納税証明書（法人市町村民税及び固定資産税）※直近のもの

注1）証明書は、申請日前3か月以内に発行されたもの（写し可）とする。

2）石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める入札参加資格承認簿に登録されている場合、上記(2)アからウまでに掲げる書類の提出は不要とする。

10 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加申請者は前記9に掲げる申請書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(2) 入札参加資格の審査結果については、「一般競争入札参加資格審査結果通知書」により令和8年6月29日（月）頃に通知する（この通知は、電子メール又はファクシミリ等により行う。）。

11 物件の公開日時及び場所（※予約必要）

(1) 日 時 令和8年6月5日（金）から令和8年6月19日（金）まで（休日条例に規定する休日を除く。）の午前9時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場 所 石巻市大橋一丁目1番地1 石巻地区広域行政事務組合消防本部隣地

担当 石巻市総務部管財課

電話番号 0225-95-1111（内線4088）

12 入札書の提出期限（「一般書留」若しくは「簡易書留」による郵送又は管財課窓口を持参すること。）

令和8年7月9日（木）午後5時 必着

二重封筒（中封筒及び外封筒の二つの封筒）とし「入札書」を中封筒に封かんの上郵送又は持参すること。

13 開札日（入札日）

日 時 令和8年7月10日（金） 午前10時から

場 所 石巻市穀町14番1号 市役所庁舎4階

1 4 入札保証に関する事項

入札保証金は免除する。

1 5 落札者の決定方法

- (1) 最低売却価格以上の入札であって、最高の価格をもって入札した者を落札者として決定する。
ただし、同価格の最高入札者が2人以上あるときは、くじにより決定する。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

1 6 契約保証金に関する事項

契約保証金は免除する。

1 7 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者が入札したとき。
- (2) 入札者が入札条件に違反したとき。
- (3) 入札者又はその代理人が2通以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合して入札したことが明らかとなるとき。
- (5) 入札者の記名のない入札をしたとき。
- (6) 金額その他重要事項の記載が不明確な入札（修正可能な筆記用具の使用等）をしたとき。
- (7) その他入札に際し、不正の行為があったとき。

1 8 その他入札に関し必要な事項

- (1) 落札者は、契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (2) 実際に生じた本市の損害額が上記(1)の規定による損害賠償金を超える場合は、その超える額につき、なお請求をすることを妨げない。また、本規定は上記(1)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後においても適用する。
- (3) 詳細又は不明な点については、石巻市総務部管財課庁舎管理係に照会のこと。

19 問合せ先

石巻市総務部管財課庁舎管理係

電話番号 0225-95-1111 内線4088

ファクシミリ 0225-22-4995

電子メール isprop@city.ishinomaki.lg.jp